

平成24年

第1回市議会定例会 議案第50号

函館市駐車場条例および函館市芸術ホール条例の一部を
改正する条例の制定について

函館市駐車場条例および函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市駐車場条例および函館市芸術ホール条例の一部を
改正する条例

(函館市駐車場条例の一部改正)

第1条 函館市駐車場条例(昭和45年函館市条例第41号)の一部を
次のように改正する。

別表第1中 「路外駐車場の区分」 を 「区分」 に、

	函館市元町観光駐車場(立体式)(月ぎめ駐車場を除く。) 函館市五稜郭観光駐車場			を
--	--	--	--	---

	函館市元町観光駐車場(立体式)(月ぎめ駐車場を除く。)			
	函館市五稜郭 観光駐車場	施設使用者	2時間まで	無料
			2時間を超えた後30分までごとに	100円
		施設使用者 以外の者	1時間まで	200円
			1時間を超えた後30分までごとに	100円

改め、同表備考に次の1項を加える。

- 5 「施設使用者」とは、函館市芸術ホール条例（平成9年函館市条例第36号）第5条に規定する使用者および当該使用者の使用に係る施設に入場した者ならびに函館市北洋資料館および北海道立函館美術館に入館した者をいう。

別表第2備考第1項中「別表第1備考」を「別表第1備考第1項から第4項まで」に改める。

（函館市芸術ホール条例の一部改正）

第2条 函館市芸術ホール条例（平成9年函館市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「2時間までは、200円とし、2時間」を「1時間までは、200円とし、1時間」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に函館市五稜郭観光駐車場に駐車している者に係る当該駐車場の駐車料金の額は、第1条の規定による改正後の函館市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に函館市芸術ホールの駐車場に駐車している者に係る当該駐車場の使用料の額は、第2条の規定による改正後の函館市芸術ホール条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

芸術ホールの使用者等が駐車する場合の五稜郭観光駐車場の使用料の額を定め、および当該使用料の額と芸術ホールの駐車場の使用料の額とを同額とするため